

四日市市告示第188号

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象期間及び補助金の額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業を開始した年度 補助対象経費の <u>2分の1以内とし、50万円を限度とする</u>。なお、小売業の出店に係る事業については、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>	<p>(補助対象期間及び補助金の額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業を開始した年度 補助対象経費の <u>3分の2以内とし、100万円を限度とする</u>。なお、小売業の出店に係る事業については、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者)

郵便番号 〒 ー

住 所

名 称

代表者

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱第3条第 項第 号に規定する事業
を実施するので、同要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業名

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 事業実施予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 店舗所在地 四日市市

5. 出店日 年 月 日 (出店 年目)

6. 業種

7. 事業内容

第2号様式（第7条関係）

改 装 承 諾 書

店舗所在地	四日市市
-------	------

私は、上記物件の賃借にあたり、下記の改装工事を行いたいのので届け出ます。

<工事内容>

年 月 日

(店舗利用者)

住所

氏名

私は、上記物件の賃貸にあたり、上記の改装工事を承諾します。

年 月 日

(店舗所有者)

住所

氏名

推 薦 書

四日市市長

年 月 日

(推薦者)

住所

名称

氏名

1. 誘致店舗概要

出店者氏名	
商 号	
業 種 サービス内容	
出店予定地	〒 ー 四日市市
出店予定日	年 月 日

2. 推薦理由

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

四日市市空き店舗等活用支援事業計画変更承認申請書

年 月 日

四日市市長

（申請者）

郵便番号 〒

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき、承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 円

2 変更内容

<変更前>

<変更後>

3 変更理由

第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

(申請者)

郵便番号 〒 ー

住 所

名 称

代表者

四日市市空き店舗等活用支援事業実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定のあった事業について、事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 事業実績及び効果

4 添付書類

- 収支決算書
- 収支を証する書類の写し
- 事業実施を証するもの（写真等）

請 求 書

年 月 日

四日市市長

(申請者)

郵便番号 〒 —

住 所

名 称

代表者

(代表者の署名又は記名押印)

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金の交付を、下記のとおり請求します。

記

事 業 名

補助金請求額 円

振込希望口座	銀行	支店							
	金庫								
	農協	出張所							
	<口座種別> 普通 当座								
	<口座番号>								
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
	<口座名義人(フリガナ)>								

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和4年3月31日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第133号）	(略)	
四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第138号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第133号）	(略)	

<u>四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）</u>	<u>第1号様式から第3号様式まで、第5号様式、第7号様式及び第8号様式</u>	<u>第8号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第138号）	（略）	
（略）		

（商工農水部商工課）